

広島市市民後見人養成研修 研修修了者向け

広島市

における「活躍の場」の紹介

◇活躍の場について

(1) 活躍の場の有無

有

(2) 具体的な活躍の場

その他

※ その他を選択した場合、その内容を記載

- ・ 市民後見人（単独受任又は複数受任）
- ・ 福祉サービス利用援助事業「かけはし」の生活支援員
- ・ 成年後見事業「こうけん」の後見支援員

(3) 予定している活動内容

市民後見人養成研修修了者のうち市民後見人候補者として選考された者については、広島市市民後見人候補者バンク（以下「バンク」という。）に登録します。

バンク登録者は、広島市社会福祉協議会が行う福祉サービス利用援助事業「かけはし」や成年後見事業「こうけん」の支援員として権利擁護活動に携わり、経験を積んでいただくとともに、毎年開催するフォローアップ研修に参加し、実践的な知識を学んでいただきます。

また、市民後見人として推薦可能な案件があった場合は、広島市市民後見人候補者バンク登録者（以下「バンク登録者」という。）の中から成年後見人等候補者を選考した上で、推薦を行います。

広島家庭裁判所から成年後見人等（市民後見人）として選任された場合は、広島市社会福祉協議会や専門職の助言・支援を受けながら、市民後見人として活動を行います。

(4) 対象者

以下の基準を全て満たし、広島市市民後見人候補者バンクに登録された者

- (1) 広島市に住所を有していること（かつ、実際に居住していること）。
- (2) 広島市市民後見人養成研修を修了していること。
- (3) 市民後見人として活動する意欲があり、成年後見人等としての活動を安定的・継続的に実行できる健康状態や生活状態にあること。
- (4) バンク登録後、広島市社会福祉協議会が実施する福祉サービス利用援助事業「かけはし」又は成年後見事業「こうけん」の支援員として活動する意欲があること。
- (5) バンク登録者に対して実施する各種研修に参加できること。
- (6) バンク登録時に70歳以下であること。
- (7) 弁護士・司法書士・社会福祉士・行政書士・税理士・社会保険労務士・精神保健福祉士の資格を有していないこと。
- (8) 民法第847条に定める後見人等の欠格事由に該当しないこと。

(5) 報酬等

市民後見人となった場合、家庭裁判所に報酬付与の審判の申立てをして、家庭裁判所から報酬を付与する旨の審判がなされた場合、認められた額を本人の財産から受け取ることができます。また、後見の事務を行うために必要な費用（本人と面会するための交通費等）は、本人の財産から支弁することになります。

また、生活支援員又は後見支援員としての活動中は、広島市社会福祉協議会の臨時職員となるため、賃金等の支払いがあります。

(6) その他活動にあたっての条件・情報

市民後見人養成研修終了後、バンク登録希望調査（意向確認面談など）を実施します。詳細については、改めて市民後見人養成研修修了者の皆様にお知らせします。

◇留意事項

研修の詳細については、広島市成年後見利用促進センターに御確認ください。

【電話番号】082-207-3367

【E-mail】kouken@shakyohiroshima-city.or.jp

〒732-0822

広島市南区松原町 5-1 BIG FRONT ひろしま6階（（社福）広島市社会福祉協議会内）

【開館日時】平日8：30～17：15（土日・祝日・8/6・12/29～1/3 は除く）

【ホームページURL】<https://shakyo-hiroshima.jp/kurashi/center.php>

◇問い合わせ先

市町名	担当課・係	電話番号	メールアドレス
広島市	高齢福祉課・福祉係	082-504-2145	korei@city.hiroshima.lg.jp